

別表第 1（第 4 条関係）

補助金の種類	(1) 結婚新生活支援事業補助金
○補助対象世帯 交付決定を受けようとする年度（以下「交付申請年度」という。）の前年度 1 月 1 日以降に婚姻届を提出し受理された婚姻届の提出時点で夫婦とも 39 歳以下かつ本表に定める交付要件を満たす世帯 ○補助対象経費及び補助限度額 交付申請年度の 4 月 1 日以降、交付申請までに支払又は購入した以下の費用 ア 引越費用 申請時に居住する町内物件への転居に関する引越費用で、引越業者又は運送会社に支払った実費に限る。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 ① 不要となった家財道具の処分にかかる手数料 ② 家財道具の運搬のため利用した車両、台車、はしご等のリース費用 ③ 引越し業者でない者に家財道具の運搬作業を依頼して支払った費用 ④ 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないと認める費用 イ 住宅の賃貸にかかる経費 家賃、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費、仲介手数料、リフォーム費用 ※住宅に付随する駐車場賃借料として明記されている場合は補助対象経費から控除する。 職場からの家賃補助がある場合は、支払った家賃等の額から当該補助金額を控除した金額を補助対象経費とする。補助要件は次に掲げるものとする。 ① 夫婦の双方又はいずれか一方が当該住宅の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。 ② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び同法関係法令に適合した住宅であること。 ③ 補助対象期間内に住宅の引渡し（引越し）を受けた住宅であること。 ④ 店舗等との併用住宅の場合は、延床面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されていること。 ⑤ 婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して 1 年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。（新規住宅所得の場合） ※申請者又は配偶者の 3 親等以内の親族が所有する物件に入居した場合の家賃及び 3 親等以内の親族が所有していた物件を購入した費用は補助対象経費としない。 補助限度額：いずれも 1 世帯あたり	

- ① 夫婦とも29歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯 60万円
- ② 夫婦とも39歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯 30万円

※上記の①と②については重複受給を認めない。

世帯所得の算出方法ほか補助対象経費の詳細に関して本要綱に記載のない事項は、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和7年4月1日こども家庭庁長官決定）及び地域少子化対策重点推進交付金実施要領の「別記2 結婚新生活支援事業」の規定を準用する。

ウ 時短家電及び省エネ家電の購入費

補助限度額：1世帯あたり

- ① 夫婦とも29歳以下かつ世帯所得660万円未満の世帯 20万円（えひめ人口減少対策総合交付金）
- ② 夫婦とも30歳以上かつ世帯所得660万円未満の世帯 20万円（町単独事業）

※時短家電及び省エネ家電の詳細については、以下のとおりとする。

ただし、附属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品の購入費、各種ポイント等により支払われた経費は対象外とする

・時短家電購入費

洗濯乾燥機、食器洗い洗浄機、掃除機、電気ポット、自動調理器、その他調理家電等、町長が家事の時間短縮の効果を認めるもの

・省エネ家電購入費

資源エネルギー庁が公開する「省エネ型製品情報サイト」に型番が掲載された、統一省エネラベル2つ星以上の下記製品

エアコン（目標年度2027新基準での評価点で判断する。）

冷蔵庫、冷凍庫、照明器具、温水機器、電気便座、テレビ

ア～ウについては、いずれの要件にも該当する場合に限り重複申請を認める。

○提出書類等

- ① 久万高原町人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 結婚新生活支援補助金申請明細書（様式第1号の2）
- ③ 補助金振込先口座の通帳の写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されてもの）
- ④ 夫婦の記載のある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は婚姻証明書等の婚姻日が確認できる書類
- ⑤ 夫婦の申請時点の住所及び生年月日がわかる住民票
- ⑥ 夫婦の直近の所得証明書（7月1日以降の受付は、申請年度の前年所得に係る証明に限る。）、奨学金の返還状況がわかる資料
- ⑦ 補助対象として申請する金額の根拠がわかる資料の写し（各種契約書等）
- ⑧ 領収書原本（家賃など領収書が発行されていない場合は、補助対象経費が支払われたことがわかる通帳等の写しをもってこれに代えることができる）

※インターネット等で時短家電及び省エネ家電を購入した場合は、「領収書」、

「支払完了」等の表示とともに商品名、購入日、購入金額等が記載されたページのプリント

- ⑨ 写真（イのうちリフォーム費用を対象とする場合は工事前、工事後の写真、ウを対象とする場合は配置又は設置後の状況写真）
- ⑩ 製造メーカーが発行した保証書（ウを対象とする場合）
- ⑪ 製品カタログの写し
家事負担の軽減又は省エネ効果など、交付要件を満たすことが確認できるページ
- ⑫ 事業に関するアンケート（結婚新生活支援補助金）

○交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

- ・受付期限：令和８年２月２７日（金曜日）
- ・受付方法：提出書類等を下記の申請受付窓口に持参又は郵送すること。
ただし、郵送による申請については、上記受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。
なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。
- ・その他留意事項：上記受付期限内に受付した場合であっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

○申請受付窓口・問合せ先

〒791-1201 久万高原町久万２１２番地 久万高原町役場 保健福祉課
電話：０８９２－２１－１１１１

受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで

ただし、久万高原町の休日を定める条例（平成１７年久万高原町条例第２号）第１条第１項各号に掲げる町の休日を除く。